（警察庁警備局付）警視長　矢作　将人
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　石井　龍
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（各通）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　**吉田　充志**
（内閣府参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））同　木村　順治
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　前田　修司
（経済産業省通商政策局国際経済部参事官（経済連携交渉官））
経済産業事務官　田村　英康
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（外務省大臣官房）外務事務官　林　裕二郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（各通）
（防衛省統合幕僚監部首席指揮通信システム官付）一等陸佐　竹内　肇
（防衛省統合幕僚監部防衛計画部防衛課付）同　大塚慎太郎
兼官を免ずる（各通）
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　山田　雅彦
兼官を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に採用する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　西前　幸則
兼官を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する
内閣総務官室に併任する（以上八月一日）

宮内庁

（長官官房総務課長）内閣府事務官　鈴木　敏夫
警察庁に出向させる
（皇宮警察本部副本部長）皇宮警視監　長村　順也
内閣府事務官（長官官房総務課長）に転任させる（以上八月一日）

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　東京都立大島海洋国際高等学校
二　登録海技免許講習の種類
（変更前）上級航海英語講習
（変更後）上級航海英語講習
レーダー観測者講習
レーダー・自動衝突予防援助装置シュミレータ講習
三　変更年月日　令和七年四月一日